

第 1 章 多様な種類があるデマンド型交通

本章では、路線定期型交通との対比の中でデマンド型交通の特徴を整理するとともに、中部運輸局管内における導入状況及び運行形態からみたデマンド型交通の分類とその特徴を紹介しています。

デマンド型交通は、正式には DRT(Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム)と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関です。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地(OD)の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在します。平成 18 年の道路運送法の改正により、デマンド型交通も道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられ、一般的には地域公共交通会議で協議が調うことが運行許可の条件となっています。

なお、デマンド型交通の中には IT を活用した様々な予約システムを利用しているものがありますが、これらの予約システムの名称は、デマンド型交通の分類とは異なることに留意が必要です。ここでは、中部運輸局管内において導入されているデマンド型交通の導入傾向を整理するため、その運行形態によりデマンド型交通を分類します。

表 1 路線定期型交通とデマンド型交通の一般的な特徴

路線定期型交通	デマンド型交通
● 利用者の有無にかかわらず、予め定められたルートを決められた時刻に運行し、利用者は運行ルート上に設置されたバス停で乗降する。	● 予約があった時のみ運行する方式で、運行方式、運行ダイヤ、発着地(OD)の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

1. デマンド型交通分類の考え方

自治体や地域がどのような形態の公共交通を導入するかは、それぞれの地域が公共交通に何を期待するのかにより異なってきます。その中で、デマンド型交通の様々な運行形態の中でどれを選定するかも決めていく必要があります。

現在、中部運輸局管内において導入されているデマンド型交通の現状とその特徴、さらにはデマンド型交通が抱える問題・課題をより体系的に整理するため、デマンド型交通を以下に示す視点によって分類します。(※P7「参考文献」参照)

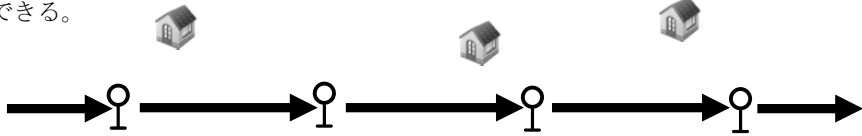
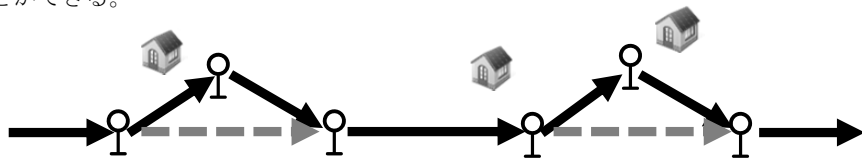
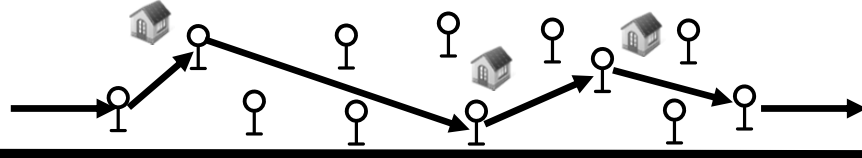
■ デマンド型交通分類の視点

- (1) 運行方式 (定路線型⇔自由経路型)
- (2) 運行ダイヤ (固定ダイヤ型⇔非固定ダイヤ型)
- (3) 発着地(OD)自由度 (着地(発地)固定型⇔着地(発地)非固定型)

(1) 運行方式（定路線型⇔自由経路型）

デマンド型交通を運行方式という視点から見た場合、A)路線バスやコミュニティバスの多くに採用されている予め定められたルートを実行する「定路線型」、D)運行エリアは決まっているものの、一般的なタクシー事業のように運行ルートを定めず、需要に応じ、乗降場所の指定も行わない「自由経路ドアツードア型」、これらの中間に位置する運行方式として、B)需要に応じ予め定められた迂回ルートやエリアへ運行する「迂回ルート・エリアデマンド型」、C)運行ルートは定めず、予約に応じ予め定められたバス停又はミーティングポイント*3（以下「バス停等」とする）間を結ぶ「自由経路ミーティングポイント型」に分類できます。

表2 運行方式からみた分類パターン

	運行方式の特徴（イメージ） [自宅 バス停等]
A 定路線型	路線バスやコミュニティバスのように、所定のバス停等で乗降を行うが、予約があった場合のみ運行し、予約がなければ運行しない方式。“空気バス”の解消を図ることができる。 
B 迂回ルート・エリアデマンド型	定路線型をベースに、予約に応じて所定のバス停等まで迂回させる運行方式。バス停等まで遠い地域に迂回ルートを設定することにより、公共交通空白地域の解消を図ることができる。 
C 自由経路ミーティングポイント型	運行ルートは定めず、予約に応じ所定のバス停等間を最短経路で結ぶ方式。最短経路の選択により所要時間を短縮するとともに、バス停等を多数設置することにより、バス停等までの歩行距離を短縮することができる。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合が多い。 
D 自由経路ドアツードア型	運行ルートやバス停等は設けず、指定エリア内で予約のあったところを巡回するドアツードアのサービスを提供する運行方式。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設または発施設を限定する場合もみられる。 

*3 デマンド型交通における指定乗降場所のこと。乗降地点とも呼称される。